

西宮市乳幼児精密健康診査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市乳幼児健康診査（集団）実施要綱に基づく健康診査の結果、より精密に健康診査を行う必要があると認められる者に対して精密健康診査（以下「精密診査」という。）を実施し、精密診査の結果に応じて適切な指導又は措置を行うために必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 精密診査の実施主体は、西宮市とする。

(対象者)

第3条 精密診査の対象者（以下「対象者」という。）は、健康診査の結果、疾病・障害等の疑いがあり、より精密に健康診査を行う必要があると認められる者であって、身体・精神面について、それぞれの診療科を主として標ぼうしている医師（以下「専門医師」という。）に精密診査を委託することが適切であると認められる者とする。

(委託等の機関)

第4条 市長は、精密診査の実施を4か月児健康診査においては、了承を得た医療機関（以下「委託医療機関」という。）に、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査においては、了承を得た一般社団法人兵庫県医師会の会員である医療機関（以下「委託医療機関」という。）に委託するものとする。

(委託等の業務内容)

第5条 委託医療機関は、精密診査において対象者の身体・精神面について、「健康保険法第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき、診療報酬の算定方法に掲げる範囲の診察及び検査を行うものとする。

(実施手続)

第6条 精密診査の実施は、次の手続きによって行うものとする。

- (1) 市長は、4か月児健康診査の場合、対象者の保護者に紹介状及び精密健康診査結果報告書（以下「報告書」という。）を交付し、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の場合、乳幼児精密健康診査受診票（様式1号）（以下「受診票」という。）及び乳幼児精密健康診査請求書（様式2号）（以下「請求書」という。）を交付する。
- (2) 保護者は、紹介状または受診票を受診を希望する委託医療機関に提出する。
- (3) 委託医療機関の医師は、保護者が提出した紹介状に記載された依頼事項について、告示別表第1に定められた範囲で対象者に必要と認められる診察及び検査を行う。
- (4) 委託医療機関の医師は、報告書に精密診査の結果を記載し、市長に提出する。

(事後指導)

第7条 市長は精密診査の結果に基づき、必要に応じて対象者の保護者に対して指導を行うこととする。この場合、西宮市と精密診査を実施した医療機関は連絡を密にし、事後指導が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(費用の請求及び支払等)

第8条 市長は、委託医療機関の医師が精密診査を行った場合に要した費用のうち、告示別表第1により算出した額から保険者が負担すべき額を控除した額を次の手続により、対象者の保護者に代わって当該医療機関に支払うものとする。ただし、4か月児健康診査については乳幼児等医療費助成制度を利用し、下記の手続きは行わないものとする。

(1) 委託医療機関は、請求書に必要事項を記載し、市長に請求する。

(2) 市長は、委託医療機関から請求書を受領したときは、その内容を審査確認のうえ請求額を当該委託医療機関に支払う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この実施要綱は、昭和63年4月1日から実施する。

付則

この実施要綱は、平成6年7月1日から実施する。

付則

この実施要綱は、平成9年4月1日から実施する。

付則

この実施要綱は、平成12年4月1日から実施する。

付則

この実施要綱は、平成13年11月1日から実施する。

付則

この実施要綱は、平成14年4月1日から実施する。

付則

この実施要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付則

この実施要綱は、平成26年4月1日から実施する。